

# シティセールスの推進にかかるパートナーシップ協定書

(目的)

第1条 岸和田市（以下「甲」という。）と岸和田シティプロモーション推進協議会（以下「乙」という。）は、相互の連携と役割分担のもと、岸和田のまちが持続的に発展し、より一層市民等の誇れるまちとなることを目指して、本協定を締結する。

(岸和田市シティセールス推進事業の内容)

第2条 甲が行うシティセールス推進事業は、市の都市イメージを向上し、選ばれる都市となるために、まちの魅力を発掘、整理し、組み合わせたり加工したりして価値を高め、市の内外に総合的かつ戦略的に発信していくものである。

(連携の内容)

第3条 甲及び乙は第一条に掲げる目的を達成するため、互いの資源を活かした活動を推進することとし、次の事項について相互に支援、協力等を行う。

- (1) 岸和田の都市イメージ向上やまちの魅力の認知度向上につながる事項。
- (2) 岸和田市民等の郷土愛の醸成につながる事項。
- (3) その他、第一条に掲げる目的を達成するため、甲及び乙が必要と認める事項。

(協定期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに、両者のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

- 2 この協定書に定める事項について、疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議して定める。
- 3 この協定は、双方に特定の権利や義務を課すことや、今後両者において他者との協力関係構築を排除するものではないものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名の上、各々1通を保有する。

平成29年10月20日

(甲) 岸和田市

市長

(乙) 岸和田シティプロモーション推進協議会

会長